

○笛吹市地方就職学生支援補助金交付要綱

令和7年4月1日

告示第89号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が山梨県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び笛吹市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、山梨県と共同して行う地方就職学生支援事業において、東京圏の大学を卒業した学生の市内への移住を伴う県内就職を支援するため、就職活動に要した費用及び移住に要した費用の一部について予算の範囲内で地方就職学生支援補助金を交付することに関し、山梨県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業の実施要綱(平成31年3月29日付け地創第1951号山梨県総合政策部長通知)及び笛吹市補助金等交付規則(平成16年笛吹市規則第47号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (2) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査までの人口減少が10%以上の市町村をいう。
- (3) 大学等 東京都内に本部がある大学又は大学院をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、第5条の規定による申請時において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 移住に関する要件については、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
 - ア 本市に生活の拠点を移し、かつ、本市に住民登録があること。
 - イ 東京圏内(条件不利地域を除く。)に設置された校舎、研究所等に原則4年以上在籍し、当該大学等を卒業又は修了していること。
 - ウ 大学等の卒業又は修了年度において、東京圏内(条件不利地域を除く。)に継続して在住していたこと。
 - エ 本市に、5年以上継続して居住する意思を有していること。

(2) 就業先に関する要件については、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 勤務地が県内に所在すること。

イ 前号イで定める大学等を卒業又は修了してから1年以内に就職していること。

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める風俗営業者でないこと。

エ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

オ 交付対象者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

(3) 就業条件に関する要件については、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。

イ 市外への転出を伴う転勤がないこと。

(4) その他の要件については、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

イ 日本人である、又は外国人であつて、出入国管理及び難民認定法に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、及び日本国との平和条約に基づき日本の国政を離脱した者等の出入国に関する特例法に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

ウ その他市長が補助金の交付対象者として不適当と認めた者でないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 就職活動に係る交通費 就職した企業の採用面接(合同企業面接を除く。)又は採用試験による就職活動に要する公共交通機関を利用した往復交通費(就職先の企業から面接等に要した交通費の支給があるときは、当該往復交通費から企業からのその支給額を控除した額)に2分の1を乗じて得た額と3,890円とを比較して少ない方の額。

(2) 移住に係る経費 本市への移住に要した最低限の移転費の実費と66,000円とを比較して少ない方の額。ただし、原則として、本市への移住に要した費用に関し就職先の企業から経費の支給を受けていない場合に限り補助対象とする。

- 2 前項の規定により算定した補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助金は、就職活動に係る交通費及び移住に係る経費につき、それぞれ一人1回限り交付する。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、地方就職学生支援補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、1月15日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 写真付き身分証明書の写し(写真がない場合は、公的機関が発行する証明書の写し)
- (2) 卒業又は修了証明書(卒業又は修了年月日が就業開始日から1年以内であることが確認できるもの)
- (3) 就業証明書(様式第2号)
- (4) 就職活動に係る交通費又は移住に係る経費領収書
- (5) 大学等の卒業又は終了年度における住所及び当該住所に継続して在住していたことを確認できる書類(住民票の除票の写し、賃貸住宅の賃貸借契約書(卒業又は修了年度の複数月の家賃の振込明細又は引き落とし履歴を添えて提出)、卒業又は修了年度の複数月の公共料金の領収書等)

- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは地方就職学生支援補助金交付決定通知書(様式第3号)により、不適当と認めるときは地方就職学生支援補助金不交付決定通知書(様式第4号)によりその理由を付して、申請があった者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第7条 前条の規定による交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに地方就職学生支援補助金請求書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 振込先金融機関の口座の情報が確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、交付決定者が指定する金融機関の口座に振込の方法により、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合
- (2) 就業日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合。ただし、退職日から3月以内に第3条第2号及び第3号の要件を満たす県内の別の企業に就業する場合を除く。

(3) 本市に転入した後、市外へ転出した場合

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、地方就職学生支援補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により、交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、地方就職学生支援補助金返還命令書(様式第7号)により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の補助金の返還を命ずるものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、疾病等の場合であって、市長がやむを得ない事由があるものとして認めたときは、この限りでない。

(1) 第1項第1号及び第2号の規定に該当する場合及び本市への転入日から3年未満で転出した場合 全額

(2) 本市への転入日から3年以上5年未満で転出した場合 半額
(報告及び調査)

第9条 市長は、補助金の交付が適切に実施されたことを確認するため、必要があると認めるときは、交付決定者及び就業先の法人等に必要な事項の報告を求めるとともに、現地への立入調査を行うことができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた補助金の交付その他の手続については、同日後もなおその効力を有する。